

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会
第3回総会



ユーザーネーム
@hikone_kokuspo
Instagram X(旧 Twitter)



日時 令和6年(2024年)7月18日(木)
午後2時30分
会場 プロシードアリーナ HIKONE
多目的ホール

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会
ホームページ (<https://hikone-kokuspo2025.jp>)



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会

第 3 回総会次第

○報告事項

第 1 号報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにかかる
総合案内所の設置について . . . P 1

第 2 号報告

わた SHIGA 輝く国スポ
競技別リハーサル大会競技会日程の決定について . . . P 2

第 3 号報告

わた SHIGA 輝く障スポ競技別会期の決定について . . . P 3

第 4 号報告

委員等の変更について . . . P 4

第 5 号報告

第 2 回常任委員会における審議決定事項 . . . P 9

1 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市炬火イベント実施計画

2 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市総合案内所・休憩所設置計画

3 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市情報通信基本計画

4 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市駐車場設置利用計画

○議事

第 1 号議案

令和 5 年度事業報告 . . . P 16

第 2 号議案

令和 5 年度収支決算 . . . P 23

第 3 号議案

令和 6 年度事業計画 (案) . . . P 25

第 4 号議案

令和 6 年度暫定収支予算 (会長専決分) . . . P 26

第 5 号議案

令和 6 年度収支予算（案）

・・・ P 27

○参考資料

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則

・・・ P 28

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会専門委員会規程

・・・ P 34

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会名簿

・・・ P 36

第1号報告

わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポにかかる総合案内所の設置について

県が設置する彦根市内の総合案内所

開催時期	設置エリア	設置場所	設置期間 令和7年(2025年)
国スポ	公共交通拠点	彦根駅	9月26日(金)～10月8日(水) (総合開会式の2日前～総合閉会式の日まで)
	開・閉会式会場	彦根総合スポーツ公園	9月28日(日)～10月8日(水) (総合開会式の日～総合閉会式の日まで)
	県運営競技会場	ラピュタボウル彦根	9月29日(月)～10月3日(金) (競技開始日～競技終了日まで)
障スポ	公共交通拠点	彦根駅	10月23日(木)～10月27日(月) (開会式の2日前～閉会式の日まで)
	開・閉会式会場	彦根総合スポーツ公園	10月25日(土)～10月27日(月) (競技開始日～競技終了日まで)
	各競技会場 (陸上競技) (ボウリング)	障スポ各競技会場 (平和堂 HATO スタジアム) (ラピュタボウル彦根)	

設置場所および設置期間は上記を基本とするが、利用見込み等を考慮し、必要に応じて追加・変更される。

第2号報告

わた SHIGA 輝く国スポ競技別リハーサル大会競技会日程の決定について

競技名 ボウリング
競技会名 内閣総理大臣杯・文部科学大臣杯
 第53回全国都道府県対抗ボウリング選手権大会
実施予定日 令和6年11月22日～11月24日

競技名	競技会名	実施予定日
陸上競技	第92回近畿陸上競技選手権大会 兼 第109回日本陸上競技選手権大会 近畿地区予選会	令和6年8月31日～9月1日
ハンドボール	第29回ジャパンオープン ハンドボールトーナメント	令和6年8月9日～8月12日
弓道	第71回全日本勤労者弓道選手権大会	令和6年6月8日～6月9日
なぎなた	第65回都道府県対抗なぎなた大会	令和6年5月25日～5月26日
ボウリング	内閣総理大臣杯・文部科学大臣杯 第53回全国都道府県対抗ボウリング 選手権大会	令和6年11月22日～11月24日

※競技会場は、いずれも国スポ本大会と同じ会場を使用する。

第3号報告

わた SHIGA 輝く障スポ競技別会期の決定について

【式典】

式典	会場	式典日程
開会式	平和堂 HATO スタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	令和7年10月25日
閉会式		令和7年10月27日

【正式競技】

競技名	障害区分	競技会場	競技日程
陸上競技	身体障害・知的障害	平和堂 HATO スタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	令和7年10月25日～10月27日
ボウリング	知的障害	ラピュタボウル彦根	令和7年10月25日～10月26日

【オープン競技】

競技名	障害区分	競技会場	競技日程
S0 バドミントン	知的障害	プロシードアリーナ HIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)	令和7年10月18日～10月19日

第4号報告

委員等の変更について

彦根市実行委員会第2回総会（令和5年7月21日開催）から令和6年7月18日までの間における委員等の変更について、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則第8条第5項の規定に基づき報告する。

○常任委員

(敬称略)

所属機関・団体・役職	新任者	前任者
彦根市議会副議長	小川 隆史	長崎 任男
彦根市総務部参事兼契約監理室長	奥村 揮一	疋田 敏
彦根市福祉保健部長	大久保裕次	田澤 靖壮
彦根市都市政策部長	古川 雅之	廣田 進彦
彦根市病院事務局長	馬場 敬人	速田 智之
彦根市会計管理者	速田 智之	奥村 揮一
彦根市教育委員会事務局教育部長	小島 久喜	前川 学
滋賀県湖東環境事務所長	桐山 徳也	浦山 重雄
滋賀県湖東健康福祉事務所長（彦根保健所長）	平野 雅穂	嶋村 清志
滋賀県湖東農業農村振興事務所長	吉永 富彦	原沢 秀幸
滋賀県彦根警察署長	和田 之宏	坂梨 利隆

所属機関・団体・役職	新任者	前任者
彦根市小中学校長会会長	山本 英樹	矢田 充宏
滋賀県高等学校長協会理事（湖東）	田濃 良和	江竜 康成
一般財団法人彦根市スポーツ協会副会長	小林 正人	—
彦根市学区スポーツ振興会連絡協議会会長	大西 久明	和田 一繁
滋賀県小学校体育連盟彦根支部長	阪東 実	大西 康夫
彦根市中学校体育連盟会長	山内 徹好	涌井 努
滋賀県高等学校体育連盟陸上競技専門部長	太田 義人	岸村 米和
西日本旅客鉄道株式会社彦根駅長	八島 直樹	西川 勝
東びわこ農業協同組合代表理事理事長	柳本 上司	宮尾 和孝
彦根市消防団長	北村 源和	北村 久雄
公益社団法人彦根青年会議所理事長	澤井 雄一	橋本 一幾

○監事

(敬称略)

所属機関・団体・役職	新任者	前任者
彦根市監査委員(議会選出)	林 利幸	森田 充

○参与

(敬称略)

所属機関・団体・役職	新任者	前任者
彦根市議会議員	—	小川 隆史
彦根市議会議員	長崎 任男	—
時事通信社大津支局	森島凜太郎	下尾 弘樹
京都放送滋賀支社	森永 貴則	山本 耕司

○委員

(敬称略)

所属機関・団体・役職	新任者	前任者
国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局長	杉田 茂	小山 晋吾
彦根市立幼稚園・こども園長会会長	田中奈穂子	松村 知子
彦根市保育協議会会長	堀口美喜子	林 和子
彦根市弓道連盟会長	岡崎 誠	中村傳一郎
彦根市スポーツ少年団団代表	—	和田 英司
彦根市スポーツ少年団本部本部長	和田 英司	—
彦根市赤十字奉仕団委員長	大久保則雄	寺原 憲昭
彦根市視覚障害者協会会長	河瀬 修一	山野 勝美
彦根市青少年育成市民会議会長	林 治	吉田徳一郎

所属機関・団体・役職	新任者	前任者
滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合専務理事彦根支部長	—	松村 謙二
中日本高速道路株式会社名古屋支社彦根保全・サービスセンター所長	宇都宮尚史	平沢 嘉一
琵琶湖汽船株式会社社長浜営業課長	—	塚本 憲彦
琵琶湖汽船株式会社社長浜営業課長補佐	田村 英治	—
一般社団法人滋賀県トラック協会彦根支部長	土沢 誠	西村 嘉次
一般社団法人彦根薬剤師会会長	近藤 崇弘	池田富美子
医療法人友仁会友仁山崎病院理事長	西川真理恵	矩 照幸
公益社団法人滋賀県看護協会第5地区支部長	藤田 晶子	矢田 晴美
彦根市健康推進員協議会運動推進部会部長	—	藤野 節子
彦根市健康推進員協議会会長	藤野 節子	—
彦根商工会議所三水会代表幹事	井崎 陽	平井 一之
関西電力送配電株式会社滋賀支社(彦根)支社長代理	—	井上 清宏
関西電力株式会社滋賀支社地域担当部長	山本 昌紀	—
大阪ガス株式会社滋賀事業所滋賀地区支配人	米田 吉克	津田 浩志

所属機関・団体・役職	新任者	前任者
一般財団法人彦根市事業公社常務理事	田中 正	山田 茂生
彦根市子ども会指導者連合会会長	—	小幡 善彦
ひこねの子ども応援団代表	小幡 善彦	—
彦根ロータークラブ 会長	田井中 徹	渡邊 僖子
彦根南ロータークラブ 会長	泉 藤博	橋川 高治
彦根ライオンズクラブ 会長	市田 和彦	大澤 隆令
彦根金亀ライオンズクラブ 会長	西村 清司	薩摩 四郎
彦根地区労働者福祉協議会会長	戸塚 理恵	千秋 章造
彦根市職員労働組合連合会執行委員長	安藤 誠	西崎 和則

第 5 号報告

第 2 回常任委員会における審議決定事項

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則第 11 条第 9 項の規定に基づき報告する。

- 1 第 2 回常任委員会（令和 6 年 7 月 18 日）
 - ・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市炬火イベント実施計画 (10 ページ参照)
 - ・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市総合案内所・休憩所設置計画 (11 ページ参照)
 - ・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市情報通信基本計画 (13 ページ参照)
 - ・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市駐車場設置利用計画 (14 ページ参照)

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市炬火イベント実施計画

1 目的

この実施計画は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市開催準備総合計画」に基づき、炬火イベントの実施について必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

炬火イベントは、わたSHIGA輝く国スポ・障スポの開催機運と地域の連帯感や郷土意識を高めるため、彦根市の特色を生かし、市民参加のもと関係機関および関係団体等と連携しながら実施する。

3 実施内容

炬火イベントの内容は以下のとおりとする。

- (1) 採火式
- (2) 集火式

4 実施時期

県が市町の炬火を集める式典までに行う。

5 その他

この実施計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市総合案内所・休憩所設置計画

1 趣旨

この計画は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市歓迎・接伴実施計画」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う総合案内所および憩いの場として利用するための休憩所の設置に関して、必要な事項を定める。

2 設置場所

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、主要駅等に設置する。

(2) 休憩所

競技団体等と協議の上、各競技会場に設置する。

3 設置期間

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、定める。

(2) 休憩所

各競技会の開催期間中とする。

4 開設時間

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、定める。

(2) 休憩所

開会行事または競技開始 1 時間前から閉会行事または競技終了後 30 分までとする。

(3) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会は上記 (1) および (2) について、関係機関・団体等と協議の上、必要に応じて変更することができる。

5 総合案内所の業務内容

(1) 交通、競技および観光案内

(2) ガイドブック等の配布

(3) 総合案内所周辺の歓迎装飾

(4) その他各種案内

6 その他

- (1) この計画に定めるもののほか、総合案内所および休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における総合案内所および休憩所の設置運営については、必要に応じて本計画に準じて実施し、各競技会の実状等に応じて運用する。

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市情報通信基本計画

1 目的

わた SHIGA 輝く国スポ（以下「SHIGA 国スポ」という。）における情報通信を円滑に行うため、「彦根市競技運営基本計画」等に基づき、県および競技団体との緊密な連携のもと、関係機関等の協力を得て情報通信体制の整備を図る。

2 内容

(1) 情報通信設備の整備

SHIGA 国スポを円滑かつ効率的に運営し、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者ならびに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るため、関係機関等の協力を得て、各種情報通信設備を整備する。

(2) 情報通信体制の整備

ア 競技会運営における情報通信体制

競技会運営を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

イ 記録・報道業務における情報通信体制

競技記録を迅速かつ正確に送受信するとともに、記録・報道業務を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

ウ 大会参加者等への情報提供における情報通信体制

大会参加者等へ競技日程、結果等の情報提供を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

3 その他

(1) 本計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における情報通信体制についても、必要に応じてこの計画を準用する。

(3) わた SHIGA 輝く障スポにおける情報通信体制については、県が設置する、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市駐車場設置利用計画

1 目的

この計画は、「わた SHIGA 輝く国スポ彦根市輸送・交通業務実施要項」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会（わた SHIGA 輝く国スポ）（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、競技役員、その他大会関係者（以下「大会関係者等」という。）および一般観覧者の駐車場利用を円滑かつ効率的に行うため、必要な事項を定める。

2 駐車場等の確保および設置

- (1) 駐車場は競技会場等の駐車場を利用することとし、競技会場等に十分な駐車場を確保できない場合は関係機関および民間の施設を臨時駐車場として確保する。
- (2) 駐輪場は、原則として競技会場内または駐車場内に設置する。

3 駐車場の設置期間

駐車場の設置期間は、原則として公式練習日等を含む競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は延長することができる。

4 駐車場の利用区分

大会関係者等および一般観覧者の駐車場は、次のとおりとする。

(1) 選手・監督、競技役員等

原則として、競技会場に最も近い駐車場を利用する。また、事前に駐車許可証を配布し、他の利用者を制限する。

(2) 競技会係員、競技会補助員

原則として、競技会場に近い駐車場を利用する。また、事前に駐車許可証を配布し、他の利用者を制限する。

(3) 報道関係者、上記以外の大会関係者、一般観覧者

自家用車による来場の場合は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）が指定する駐車場を利用することとし、必要に応じて事前に駐車許可証を配布し、他の利用者を制限する。

5 事前準備

駐車場設置日の前日までに、当該駐車場および駐車区画の整備を行う。なお、案内看板等については、関係機関・団体等と協議のうえ、必要な手続きを行い設置する。

6 駐車場設置運營業務の委託

市実行委員会は、設置および運営に関する業務の全部または一部を関係団体等に委託できるものとする。

7 その他

- (1) この計画に定めるもののほか、駐車場の設置・利用に関して必要な事項は別に定める。
- (2) ボウリング競技については、滋賀県・豊郷町・甲良町・多賀町（以下、「共催自治体」という。）との共催のため、同競技会における駐車場設置利用については、共催自治体と別途協議のうえ、必要に応じて別に定める。
- (3) 国スポの開催に伴い実施する競技別リハーサル大会については、実情に応じてこの計画を準用する。

第1号議案

令和5年度事業報告

1 会議等の開催

(1) 総会

- ・実行委員会第2回総会（令和5年7月21日）

(2) 常任委員会

- ・実行委員会第1回常任委員会（令和5年7月21日）

(3) 専門委員会

- ・実行委員会第2回総務企画専門委員会（書面審議、令和5年7月3日付）
- ・実行委員会第2回宿泊衛生専門委員会（令和5年9月28日）
- ・実行委員会第2回輸送交通専門委員会（令和5年11月6日）
- ・実行委員会第2回競技式典専門委員会（書面審議、令和5年11月29日付）
- ・実行委員会第3回総務企画専門委員会（令和6年1月26日）
- ・実行委員会第3回宿泊衛生専門委員会（令和6年2月20日）

2 事業の推進

(1) 広報啓発活動の推進

① 啓発グッズによる広報

- ・オリジナル名札用ネクストラップの作成、着用
- ・オリジナルシールの作成、配布
- ・缶バッジの作成、配布
- ・オリジナルステッカー（2種類）の作成、配布
- ・オリジナルボールペン（2種類）の作成、配布
- ・資料袋の作成、配布
- ・バックパネル幕の作成
- ・彦根市国スポ・障スポPRチラシの作成、配布
- ・ボランティア募集チラシの作成、配布



名札用ネクストラップ



オリジナルボールペン（2種類）

②工作物・装飾物等による広報

- ・市役所本庁舎各出入口と各階、各関連施設等へのぼり旗設置
- ・彦根工業高等学校に製作いただいたカウントダウンボードを市役所本庁舎、彦根駅、プロシードアリーナ HIKONE に設置し、お披露目式を開催



本庁舎出入口のぼり旗



関連施設出入口のぼり旗



カウントダウンボードお披露目式



彦根駅改札前に設置したカウントダウンボード

③イベント等による広報

- ・市内で開催されるイベントに出向き、ブースの設置、啓発物品の配布等を行い、両大会に関する広報活動を行った。

活動回数 26 回 ※ブース設置のみ、資料配布依頼のみを除く。



ひこにゃん誕生日会（県・市でPR）



ひこねいろ文化祭

④SNS・広報媒体等での情報発信

ア 公式 SNS (X : 旧 Twitter・Instagram) による発信

彦根市実行委員会公式 X および Instagram にて、広報啓発活動の様子やかごしま国体の視察の様子、節目の取り組み等を発信した。



X (旧 Twitter)
QR コード



Instagram
QR コード



国スポ・障スポ開催 700 日前記念で作成したユニフォームを着用するひこにゃんの投稿

イ 彦根市実行委員会公式ホームページでの情報発信

彦根市開催競技の関連情報やイベント情報等、様々な情報を発信。

ボランティアや企業協賛の募集開始に伴い、ボランティアページ、企業協賛ページを作成した。

URL: <https://hikone-kokuspo2025.jp/>



↑ ホームページ
QR コード

← ホームページ
画像



ウ 市の広報媒体を活用した PR

a 広報ひこねへの掲載

- ・10月号（開催2年前）から表紙でカウントダウンを開始
- ・10月号：お知らせ欄（ボランティア募集）
- ・11月号：お知らせ欄（企業協賛募集）
- ・1月号：特集記事（彦根市開催競技・会場の紹介等4ページ）



表紙でカウントダウン開始



広報ひこね1月号特集記事（1～2ページ目）

b YouTube：ひこにゃんチャンネル

- ・#4 ～仁義なき！？～ハンドボール対決
- ・ショート動画 「ひこねスーパーカロムをやってみた」「ひこにゃん炬火 RUN」

c 彦根市 TikTok

- ・わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ PR として平和堂 HATO スタジアムで撮影した動画を 11月15日に2本投稿

(2) 市民運動の推進

10月2日からボランティア募集を開始、3月31日現在で139名が登録。そのうちリハーサル大会での活動を希望された方を対象として、3月17日にボランティア研修会を開催した。



ボランティア募集チラシ



ボランティア研修会会場準備の様子

(3) 各種計画等の策定

①総務企画

ア 各種計画等の策定

- ・彦根市歓迎・接伴実施計画
- ・彦根市識別用品整備要項
- ・彦根市遺失物・拾得物取扱要項
- ・彦根市保険加入要項
- ・彦根市歓迎・接伴実施要項
- ・彦根市売店設置要項

イ 各種計画等の審議

- ・彦根市炬火イベント実施計画
- ・彦根市総合案内所・休憩所設置計画

②競技式典

ア 各種計画等の策定

- ・彦根市式典実施要項

イ 各種計画等の審議

- ・彦根市情報通信基本計画

③宿泊衛生

ア 各種計画等の策定

- ・彦根市医療救護対策要項
- ・彦根市防疫対策要項
- ・彦根市弁当調達要項
- ・彦根市弁当調製施設選考基準
- ・彦根市弁当調製施設募集要領
- ・彦根市医療救護対策実施要領
- ・彦根市防疫対策実施要領

④輸送交通

ア 各種計画等の策定

- ・彦根市輸送・交通業務実施要項
- ・彦根市警備・消防防災業務実施要項

イ 各種計画等の審議

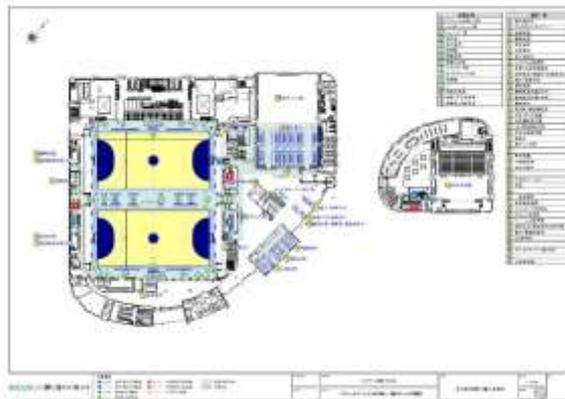
- ・彦根市駐車場設置利用計画

(4) 大会開催準備の推進

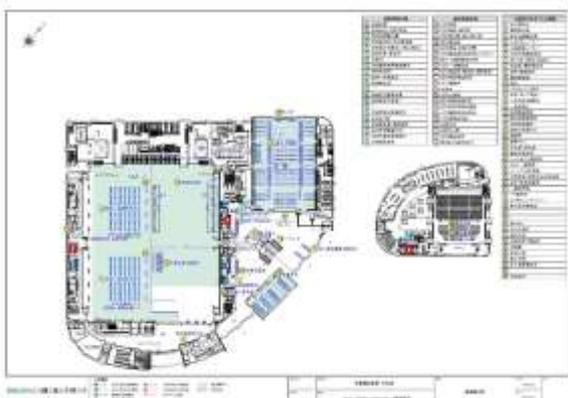
競技会場等設計業務委託を実施し、4 競技 5 会場の会場レイアウト等を決定した。



陸上競技本大会 1 階平面図
【平和堂 HATO スタジアム】



ハンドボール本大会 1 階平面図
【プロシードアリーナ HIKONE】



弓道本大会 1 階平面図
【プロシードアリーナ HIKONE】



なぎなた本大会競技会場配置図
【パナソニック株式会社くらしアプライアンス社
彦根工場多目的ホール】

3 関係機関および競技団体との連絡調整

- (1) 各競技団体や共催市との連絡調整会議等の実施（各競技随時）
- (2) 滋賀県実行委員会との連絡調整

4 先催都市の準備状況等の調査および研究

- (1) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の視察
 - ・鹿児島市（陸上競技資格審査、開閉会式、陸上競技、ボウリング、ふうせんバレーボール）
 - ・霧島市（ハンドボール）
 - ・出水市（弓道）
 - ・枕崎市（なぎなた）

(2) SAGA2024 国スポリハーサル大会の視察

- ・嬉野市（なぎなた）
- ・多久市（弓道）
- ・神埼市等（ハンドボール）※台風接近により中止
- ・佐賀市（陸上競技）

(3) 事業概要説明会（鹿児島県）への出席

- ・鹿児島市（陸上競技）
- ・霧島市（ハンドボール）
- ・出水市（弓道）
- ・枕崎市（なぎなた）

第2号議案

令和5年度収支決算

歳入

(単位：円)

科目	当初予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (B-A)	備考
負担金	22,039,000	22,039,000	0	彦根市負担金
繰越金	889,000	888,360	△ 640	前年度繰越金
諸収入	0	130	130	預金利子
合計	22,928,000	22,927,490	△ 510	

歳出

(単位：円)

科目	当初予算額 (A)	流用増減額 (B)	予算現額 (A+B=C)	決算額 (D)	不用額 (C-D)	備考
総務費	12,053,000	0	12,053,000	10,640,859	1,412,141	
総務企画費	2,652,000	432,491	3,084,491	2,878,426	206,065	総会等開催経費、事務局運営経費
広報費	3,504,000	789,996	4,293,996	4,280,070	13,926	ホームページ保守管理経費等
市民運動費	1,267,000	△ 584,659	682,341	353,785	328,556	ボランティア募集経費等
総務調査費	4,630,000	△ 637,828	3,992,172	3,128,578	863,594	鹿児島国体等視察経費
競技費	10,422,000	0	10,422,000	6,998,062	3,423,938	
競技式典費	6,426,000	0	6,426,000	4,260,518	2,165,482	会場設計業務委託経費等
宿泊衛生費	18,000	0	18,000	2,773	15,227	専門委員会開催経費
輸送交通費	22,000	0	22,000	2,799	19,201	専門委員会開催経費
競技調査費	3,956,000	0	3,956,000	2,731,972	1,224,028	鹿児島国体等視察経費
予備費	453,000	0	453,000	0	453,000	
予備費	453,000	0	453,000	0	453,000	
	22,928,000	0	22,928,000	17,638,921	5,289,079	

収入合計 22,927,490円 支出合計 17,638,921円 差引 5,288,569円 (令和6年度へ繰越)

監査報告

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則第 17 条の規定に基づき、令和 5 年度における事業報告ならびに収支決算に関する証拠書類および関係諸帳簿について監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

令和 6 年 5 月 9 日

監事 森田 亮

監事 若林 忠彦

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会
会長 和田 裕行 様

第3号議案

令和6年度事業計画（案）

- 1 会議等の開催
 - (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会
 - ア 総務企画専門委員会
 - イ 競技式典専門委員会
 - ウ 宿泊衛生専門委員会
 - エ 輸送交通専門委員会

- 2 事業の推進
 - (1) 総務企画
 - ア 開催準備総合計画の進行管理
 - イ 炬火イベント実施計画および要項の策定
 - ウ 総合案内所・休憩所設置計画の策定
 - エ 各種マニュアルの作成
 - (2) 競技式典
 - ア リハーサル大会開催、会場設営
 - イ 国スポ・障スポ競技会に係る諸準備
 - (3) 宿泊衛生
 - ア 国スポリハーサル大会食事提供
 - イ 医療救護所設置計画の策定
 - (4) 輸送交通
 - ア リハーサル大会警備・消防巡回実施
 - イ 輸送交通計画等の策定

- 3 関係機関および競技団体との連絡調整
 - (1) 滋賀県実行委員会との連絡調整
 - (2) 共催市との連絡調整
 - (3) 本市開催競技団体との連絡調整

- 4 先催都市の準備状況等の調査および研究
 - (1) SAGA2024 国スポ本大会の視察
 - (2) 事業概要説明会（佐賀県）への出席

第4号議案

令和6年度暫定収支予算（会長専決分）

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則第13条第1項の規定に基づき、次のとおり令和6年3月25日に専決処分したことから、同条第3項の規定に基づき承認を求める。

歳入

（単位：円）

科目	暫定予算額	備考
負担金	138,643,000	
負担金	138,643,000	彦根市負担金等
歳入合計	138,643,000	

歳出

（単位：円）

科目	暫定予算額	備考
総務費	16,570,000	
総務企画費	8,460,000	総会等開催経費、事務局運営経費
広報費	6,563,000	広報啓発経費、ホームページ保守管理経費等
市民運動費	1,547,000	ボランティア募集経費、ドリンクコーナー設置経費等
総務調査費	0	
競技費	122,073,000	
競技式典費	105,746,000	競技会場設営撤去業務委託経費等
宿泊衛生費	4,072,000	救護所設置・運営経費、支給弁当経費等
輸送交通費	12,098,000	会場警備業務委託経費等
競技調査費	157,000	中央競技団体との協議にかかる旅費等
予備費	0	
予備費	0	
歳出合計	138,643,000	

令和6年度収支予算（案）

歳入

(単位：円)

科目	予算額	備考
負担金	141,401,000	
負担金	141,401,000	彦根市負担金等
繰越金	5,289,000	
繰越金	5,289,000	前年度繰越金
諸収入	1,760,000	
雑入	1,760,000	大会参加料等
歳入合計	148,450,000	

歳出

(単位：円)

科目	予算額	備考
総務費	22,960,000	
総務企画費	9,699,000	総会等開催経費、事務局運営経費
広報費	8,093,000	広報啓発経費、ホームページ保守管理経費等
市民運動費	3,767,000	ボランティア募集経費、ドリンクコーナー設置経費等
総務調査費	1,401,000	佐賀国スポ等視察経費
競技費	125,017,000	
競技式典費	105,752,000	競技会場設営撤去業務委託経費等
宿泊衛生費	4,074,000	救護所設置・運営経費、支給弁当経費等
輸送交通費	12,103,000	会場警備業務委託経費等
競技調査費	3,088,000	佐賀国スポ等視察経費
予備費	473,000	
予備費	473,000	
歳出合計	148,450,000	

参 考 资 料

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 実行委員会は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務および事業を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務および事業を行う。

- (1) 競技会の開催および運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催および準備のための収支に関すること。
- (4) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的の達成に必要な事務および事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第5条 実行委員会は、会長、副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員をもって構成する。

2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員は、次に掲げる者のうちから会長が選出する。

- (1) 彦根市議会議員
- (2) 彦根市職員
- (3) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(選任)

第6条 会長は、彦根市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員および監事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問、参与、委員および専門委員は、会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項に規定する事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。
- 5 顧問は、実行委員会の運営に関して助言する。
- 6 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参加する。
- 7 専門委員は、専門委員会を構成し、第12条第2項および第3項に規定する事項を審議する。

(任期等)

第8条 会長の任期は、実行委員会が解散するときまでとする。

- 2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員(以下この条において「副会長等」という。)の任期は、委嘱の日から実行委員会が解散するときまでとする。
- 3 副会長等が就任時において所属する関係機関または関係団体の役職を離れたときは、副会長等を辞任したものとみなす。この場合において、会長は、当該関係機関または関係団体の後任者を、当該副会長等の後任者に委嘱するものとし、当該後任者は、その残任期間を務めるものとする。
- 4 会長は、副会長等に特別な事情が生じたときは、当該副会長等を解任することができる。
- 5 会長は、会長および副会長等(専門委員を除く。)の変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。
- 6 会長および副会長等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長、常任委員および委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催および運営に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、副会長、常任委員および委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
- 6 副会長、常任委員および委員は、総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長、常任委員および委員は、総会に出席したものとみなす。
- 7 総会の議事は、出席した副会長、常任委員および委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会に委員長および副委員長を置く。
- 3 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 7 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。

- (2) 専門委員会の設置および運営ならびに専門委員会への付託および委任に関する事。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関する事。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。
- 8 常任委員会は、前項第2号の規定により専門委員会に付託する事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 常任委員会は、副会長および常任委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
- 11 副会長および常任委員は、常任委員会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長および常任委員は、常任委員会に出席したものとみなす。
- 12 常任委員会の議事は、出席した副会長および常任委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、常任委員会が必要と認める場合に設置するものとし、専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告するものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか専門委員会の運営に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第4章 会長の専決処分

第13条 会長は、総会および常任委員会(以下この条において「総会等」という。)を招集する時間的余裕がないと認める場合は、総会等の権限に属する事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、総会等の権限に属する事項で軽易なものを専決処分することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

第 14 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(経費)

第 15 条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第 16 条 実行委員会の事業計画および予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第 17 条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 18 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第 19 条 実行委員会は、競技会に関するすべての業務を終了した後、解散する。

(残余財産の帰属)

第 20 条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、彦根市に帰属するものとする。

第 8 章 補則

第 21 条 この会則に定めるもののほか実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和 2 年 1 月 27 日から施行する。

付 則

1 この会則は、令和 4 年 8 月 4 日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会の副会長、常任委員、監事、顧問、参与および委員である者は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会の副会長、常任委員、監事、顧問、参与および委員に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポ

一ツ大会彦根市準備委員会の方針、計画および関係規程等中、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会とあるものは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会と読み替える。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則(令和4年8月4日施行)第12条第4項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称ならびにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。ただし、常任委員会委員長が認める形式的な変更等の軽易な事項については、付託を省略し、または委任しないことができる。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員を選任)

第4条 委員長および副委員長は、専門委員(以下「委員」という。)のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。

4 専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、書面の提出により議決権を行使した委員は、専門委員会に出席したものとみなす。

5 専門委員会の議事は、出席した委員(あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使した委員を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門

的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会は、委員のうちから委員長が指名した者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

3 第3条から第5条までならびに前条第1項、第2項および第5項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第3条から第5条までならびに前条第1項および第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第3条、第4条および第5条第2項中「副委員長」とあるのは「副部会長」と、第4条中「専門委員(以下「委員」という。)」とあるのは「部会員」と、前条第5項中「出席した委員(あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使した委員を含む。)」とあるのは「出席した部会員」と読み替えるものとする。

4 部会員の任期は、委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長または部会長が会長の承認を得て別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月4日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技・式典に関すること。 2 施設整備に関すること。 3 その他競技式典に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防・防災に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会 名簿

(順不同・敬称略)

会 長

【令和6年7月18日現在】

所属機関・団体・役職名	氏 名
彦根市長	和田 裕行

副 会 長

所属機関・団体・役職名	氏 名
彦根市議会議長	上杉 正敏
彦根市副市長	安藤 博
彦根市教育長	西嶋 良年
彦根市病院事業管理者	金子 隆昭
一般社団法人彦根市スポーツ協会会長	小田柿幸男
彦根市身体障害者更生会会長	岸田 清次

常任委員

所属機関・団体・役職名	氏 名
彦根市議会副議長	小川 隆史
彦根市議会企画総務消防常任委員長	安澤 勝
彦根市議会福祉病院教育常任委員長	辻 真理子
彦根市議会市民産業建設常任委員長	和田 一繁
彦根市市長直轄組織危機管理監	近藤 弘明
彦根市企画振興部長	疋田 元伯
彦根市スポーツ部長	松宮 智之
彦根市総務部長	牛澤 淳
彦根市総務部参事兼契約監理室長	奥村 揮一
彦根市人事部長	辰巳 正
彦根市市民環境部長	北村 典彦
彦根市福祉保健部長	大久保裕次
彦根市子ども未来部長	小山 圭映
彦根市観光文化戦略部長	久保 達彦
彦根市産業部長	稲野 善行
彦根市建設部長	關谷 真治
彦根市都市政策部長	古川 雅之
彦根市上下水道部長	木村 康介
彦根市立病院事務局長	馬場 敬人
彦根市会計管理者	速田 智之

所属機関・団体・役職名	氏名
彦根市議会事務局長	杉本 弘之
彦根市消防長	武山 智昭
彦根市教育委員会事務局教育部長	小島 久喜
滋賀県湖東環境事務所長	桐山 徳也
滋賀県湖東健康福祉事務所長(彦根保健所長)	平野 雅穂
滋賀県湖東農業農村振興事務所長	吉永 富彦
滋賀県湖東土木事務所長	野田 英男
滋賀県彦根警察署長	和田 之宏
彦根市小中学校長会会長	山本 英樹
滋賀県高等学校長協会理事(湖東)	田濃 良和
一般社団法人彦根市ｽﾎｰﾙ協会副会長	中村傳一郎
一般社団法人彦根市ｽﾎｰﾙ協会副会長	寺崎 政子
一般社団法人彦根市ｽﾎｰﾙ協会副会長	小林 正人
一般社団法人彦根市ｽﾎｰﾙ協会専務理事	木村 輝男
一般財団法人滋賀陸上競技協会会長	野村 昌弘
滋賀県ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾞ協会会長	上野賢一郎
滋賀県弓道連盟会長	中村傳一郎
滋賀県なぎなた連盟会長	森田 充
彦根市ｽﾎｰﾙ推進委員協議会会長	高橋伊三男
彦根市学区ｽﾎｰﾙ振興会連絡協議会会長	大西 久明
滋賀県小学校体育連盟彦根支部長	阪東 実
彦根市中学校体育連盟会長	山内 徹好
滋賀県高等学校体育連盟陸上競技専門部長	太田 義人
滋賀県高等学校体育連盟ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾞ専門部長	大久保貴生
滋賀県高等学校体育連盟弓道専門部長	吉嶋 幸子
滋賀県高等学校体育連盟なぎなた専門部長	遠藤 彰
社会福祉法人彦根市社会福祉協議会会長	磯谷 直一
NPO法人彦根育成会理事長	西田 信子
公益社団法人彦根観光協会会長	木村 昌弘
彦根ｽﾎｰﾙ旅館組合会長	田井中 徹
彦根食品衛生協会副会長	大塚 恵昭
彦根交通安全協会会長	古川傳次郎
西日本旅客鉄道株式会社彦根駅長	八島 直樹
近江鉄道株式会社代表取締役社長	飯田 則昭
一般社団法人彦根医師会会長	小森 明彦
彦根商工会議所会頭	沼尾 護
稲枝商工会会長	久保田郁夫

所属機関・団体・役職名	氏名
彦根商店街連盟会長	安澤 勝
東びわこ農業協同組合代表理事理事長	柳本 上司
彦根市消防団長	北村 源和
彦根市健民少年団団長	伊藤 雅彦
彦根市地域婦人団体連絡協議会会長	小菅 綾子
公益社団法人彦根青年会議所理事長	澤井 雄一

監 事

所属機関・団体・役職名	氏名
彦根市監査委員(識見)	若林 忠彦
彦根市監査委員(議会選出)	林 利幸

顧 問

所属機関・団体・役職名	氏名
衆議院議員	上野賢一郎
滋賀県議会議員	赤井 康彦
滋賀県議会議員	大野和三郎
滋賀県議会議員	谷口 典隆
滋賀県議会議員	中沢 啓子

参 与

所属機関・団体・役職名	氏名
彦根市議会議員	中川 睦子
彦根市議会議員	角井 英明
彦根市議会議員	八橋 龍二
彦根市議会議員	堀口 達也
彦根市議会議員	北川 元気
彦根市議会議員	長崎 任男
彦根市議会議員	伊藤 容子
彦根市議会議員	黒澤 茂樹
彦根市議会議員	疋田菜穂子
彦根市議会議員	森田 充
彦根市議会議員	戸崎 克司
彦根市議会議員	小川 吉則
彦根市議会議員	矢吹 安子
彦根市議会議員	中野 正剛
彦根市議会議員	馬場 和子

所属機関・団体・役職名	氏名
彦根市議会議員	林 利幸
彦根市議会議員	奥野 嘉己
彦根市議会議員	森野 克彦
彦根市議会議員	野村 博雄
朝日新聞大阪本社彦根支局	藤井 匠
毎日新聞大阪本社彦根支局	伊藤 信司
読売新聞大阪本社彦根支局	立花 宏司
中日新聞社彦根支局	神田 要一
共同通信社大津支局	香月 茉里
時事通信社大津支局	森島凜太郎
びわ湖放送彦根支社	大口 隆之
京都放送滋賀支社	森永 貴則
ZTV彦根放送局	谷川 善仁
エフエム滋賀彦根支局	伏木 篤
エフエムひこねコミュニティ放送	小幡 善彦
滋賀彦根新聞社	山田 貴之
彦根文化新聞社	猪飼 賢治
彦根タイムズ社	谷口 典隆

委員

所属機関・団体・役職名	氏名
国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局長	杉田 茂
国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所彦根維持出張所長	大和田正樹
彦根総合スポーツ公園長	辰巳 直樹
国立大学法人滋賀大学学長	竹村 彰通
公立大学法人滋賀県立大学理事長・学長	井手 慎司
学校法人聖泉学園聖泉大学学長	唐 楽寧
ミガン州立大学連合日本センター所長	ベンジャミン・マクラケン
学校法人滋賀カトリック学園聖マリアこども園長	横田千佳子
学校法人野村学園みどり幼稚園理事長	野村 郁雄
彦根市立幼稚園・こども園長会会長	田中奈穂子
彦根市保育協議会会長	堀口美喜子
彦根市PTA連絡協議会顧問	大西 哲也
彦根市教育委員会教育長職務代理者	本田 啓子
彦根市教育委員会教育委員	小松 照明
彦根市教育委員会教育委員	永濱 隆
彦根市教育委員会教育委員	田附 孝子

所属機関・団体・役職名	氏名
彦根市陸上競技協会会長	八木佐知男
彦根市バドミントン協会会長	上田健一郎
彦根市弓道連盟会長	岡崎 誠
彦根市なぎなた連盟会長	寺崎 政子
彦根市スポーツ少年団本部本部長	和田 英司
学校法人松風学園彦根総合高等学校校長	坂井 宏安
パナソニック株式会社くらしアプリアソシエティ・パーソナルケア事業部モノづくり総合部部長	岡田 博之
彦根市民生委員児童委員協議会連合会会長	菊地美和子
彦根市赤十字奉仕団委員長	大久保則雄
彦根市肢体不自由児(者)父母の会会長	神崎美津枝
彦根市視覚障害者協会会長	河瀬 修一
彦根市聴覚障害者協会会長	宇野 篤史
彦根市精神障害者家族会集まろう会会長	川並 正幸
彦根市母子福祉のぞみ会会長	瀧居 順子
彦根市青少年育成市民会議会長	林 治
一般社団法人近江ツーリズムボード会長	上田健一郎
滋賀県すし・料理生活衛生同業組合彦根支部長	藤山 悟
滋賀県社交飲食業生活衛生同業組合理事長	水長 秀行
近江トータル株式会社代表取締役	伊藤 孝樹
彦根地方水上安全協会会長	伊藤 孝樹
東海旅客鉄道株式会社米原駅長	佐藤 理
中日本高速道路株式会社名古屋支社彦根保全・サービスセンター所長	宇都宮尚史
彦根観光バス株式会社代表取締役	大西 和弥
湖国バス株式会社代表取締役	立川 敬一
琵琶湖汽船株式会社長浜営業課長補佐	田村 英治
近江クワン株式会社代表取締役	磯谷 淳
彦根クワン株式会社代表取締役	田畑 太郎
有限会社湖城クワン代表取締役	谷川 幸子
一般社団法人滋賀県トラック協会彦根支部長	土沢 誠
彦根歯科医師会会長	若松 健治
一般社団法人彦根薬剤師会会長	近藤 崇弘
医療法人友仁会友仁山崎病院理事長	西川真理恵
公益社団法人滋賀県看護協会第5地区支部長	藤田 晶子
彦根市健康推進員協議会会長	藤野 節子
彦根商工会議所副会頭	中川 哲
彦根商工会議所副会頭	一圓外志夫
彦根商工会議所副会頭	上田健一郎

所属機関・団体・役職名	氏名
彦根仏壇事業協同組合理事長	井上 昌一
滋賀バルブ協同組合理事長	濱口 浩一
ひこね繊維協同組合理事長	宮脇 徹
一般社団法人滋賀県建設業協会彦根支部長	山口太二郎
彦根金融協議会会長	福尾 伸哉
彦根商工会議所三水会代表幹事	井崎 陽
関西電力株式会社滋賀支社地域担当部長	山本 昌紀
大阪ガス株式会社滋賀事業所滋賀地区支配人	米田 吉克
ひこね市民活動センター代表	柴田 雅美
一般財団法人彦根市事業公社常務理事	田中 正
彦根市浄化槽業者協議会会長	北川 守
彦根ボランティアカバ`協会会長	宮下 哲
日本ボ`イスカウト滋賀連盟彦根第1団委員長	大橋 昭浩
ひこねの子ども応援団代表	小幡 善彦
彦根ロータークラブ`会長	田井中 徹
彦根南ロータークラブ`会長	泉 藤博
彦根ライオンズ`クラブ`会長	市田 和彦
彦根金亀ライオンズ`クラブ`会長	西村 清司
彦根シャトルライオンズ`クラブ`会長	正村 暁子
彦根地区労働者福祉協議会会長	戸塚 理恵
全滋賀教職員組合彦根市教職員組合執行委員長	寺田 正
滋賀県教職員組合湖東第一・第二支部彦根地区執行委員長	西堀 之亮
彦根市職員労働組合連合会執行委員長	安藤 誠

会 長	1名
副 会 長	6名
常任委員	63名
監 事	2名
顧 問	5名
参 与	33名
委 員	76名
計	186名